

2007年4月9日

厚生労働省健康局生活衛生課 御中

申し入れ団体代表（一覧は末尾）

反農薬東京グループ

代表 辻 万千子

〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2-2-28-B

電話／ファックス：0424-63-3027

E-mail：mtsuji@jcom.home.ne.jp

URL <http://home.e06.itscom.net/chemiweb/ladybugs>

建築物環境衛生維持管理要領等に関する要望

平素より生活衛生等に関する業務にご尽力いただきありがとうございます。

また、先日、第2回建築物環境衛生維持管理要領等検討委員会が開催されたところですが、IPM（総合的有害生物管理）のガイドライン等の公表に向けて検討が開始されたことについて、感謝いたします。ありがとうございました。

ご存知のように、建築物衛生法の平成15年改正以後も、改正の内容が自治体や各施設に周知徹底されておらず、「防除」を「殺虫剤散布」と誤って解釈したまま、害虫等の発生状況に関わらず、建築物内において薬剤の定期散布を実施している例が多数あります。例えば、科学館、観光施設、文化会館等、公共的な施設で室内殺虫剤散布が行われており、そのために、化学物質過敏症の子どもたちが、社会見学や音楽会等の学校行事への参加をあきらめざるをえなくなるなどの実態があります。

また、建築物衛生法以外に、労働安全衛生法、食品衛生法、医療法、興行場法等厚生労働省所管の法令の他、学校保健法など他の省庁所管の法令でも、衛生害虫駆除を義務付けている法令や基準が複数あり、建築物衛生法に準じて、定期的な防除や駆除が規定されています。例えば、学校、幼稚園、保育園など多くの子どもたちが通う施設や、産科、小児科を含む様々な病院でも、害虫等の発生状況に関わらず定期散布されている例がありますが、散布薬剤として、ごく微量でも長期暴露による慢性毒性、特に発達中の脳・神経系への影響が懸念されている有機リン系薬剤や、環境ホルモン作用が疑われているピレスロイド系薬剤が多く用いられています。

平成15年度から平成17年度にかけて、厚生労働科学研究費補助金事業「建築物におけるねずみ・害虫等の対策に関する研究」（主任研究者 田中生男（財）日本環境衛生センター技術顧問）が実施され、その研究結果のまとめが発表されて以来、私たちはこれまで、IPMのガイドライン等の早期公表や早急の通知発出を重ねて要望してまいりました。漸くという感は否めませんが、「建築物環境衛生維持管理要領」の改定と「建築物における維持管理マニュアル（仮）」の策定により、今後IPMの普及が進み、不要な薬剤散布が見直されることを願ってやみません。

さて、検討委員会の資料の中で、建築物環境衛生維持管理要領の中の「ねずみ等の防除」に関する改定案で、IPMの考え方を取り入れた防除体系を導入することについてはもちろん異論はありません。しかし、現行の「防除を行うにあたっての留意事項」が利用者への薬剤使用情報の周知徹底を除いてすべて削除されており、健康被害の防止という点では不十分なものになるのではないかという危惧をもちました。

先日の電話での問い合わせの際には、防除にあたっての留意事項は、昭和50年代当時の問題で、現在は常識になっているため必要がない、また、特に防護具等の使用については、作業者のリスクの問題で、業界側で必要ないとの見解を示しているとのことでした。

しかし現在でも、業者が、薬剤の空間噴霧後の処置を実施せず、撒きっぱなしで、数時間後に建物の使用者が入室し、何の防護対策もとらず、薬剤を洗い流したりふき取ったりする作業をしている例がありますし、また、食器類については汚染防止の処置をしても、事務室等で、書類や図書、その他の物品については汚染防止措置をとらず、空間噴霧を実施している例もあります。図書室などでも同様の散布が行われている例がありますが、薬剤の染み込んだ絵本や児童書を乳幼児や児童が手にしています。

また、PCOの協会などに加盟していない業者も多数あり、本当に防護具の着用や、作業衣等の使用後の処置や汚染防止について確実に実施されているのか、疑問です。なお、屋外の農薬散布については、専門業者による作業でも、防護具等着用せずに散布している例が散見されています。

昨今、公共の場所での薬剤散布やその薬剤の残留曝露による健康被害が増加し、問題になっていることは、これまでにお渡しした資料等すでにご存知のことと思います。IPMの普及には時間がかかるものと思われますし、IPMの明示と合わせて健康被害の防止のための対策や留意事項についてもこれまで以上に啓発していくべきと考えます。

以上のことから、下記項目について要望いたします。

お忙しいなか大変恐縮ですが、4月27日までに文書でご回答下さい。

記

要望Ⅰ. 建築物環境衛生維持管理要領の改定案について

1. ねずみ等の防除について、平成19年環境省・農水省通知「住宅地等における農薬使用について」と同様に、①発生予防の重視、②物理的防除の重視、③薬剤使用の場合、散布以外の方法の優先検討、④やむを得ず散布する場合の最小限度の散布、⑤施設利用者への周知徹底と健康被害防止のための最大限の配慮等の内容を盛り込んで下さい。(参考：平成19年1月31日付環境省水・大気環境局長、農林水産省消費・安全局長連名通知「住宅地等における農薬使用について」)

2. 改定案の「第六 ねずみ等の防除」の、(2)総合的有害生物管理の実施にあたっての留意事項として、「IPM組み立てに組み入れるべき要素(IPM施工ガイドライン)」(以下、「IPMの要素」と、「防除を行うにあたっての留意事項」が混在していますが、区別して記載してください。

3. 「IPMの要素」については、以下のように、IPM実施の際の手順や優先事項がはっ

きりとわかるようにしてください。

- (ア) 生息実態調査の実施、
 - (イ) 目標基準の設定と確認、
 - (ウ) 防除にあたっては人や環境に対する影響を可能な限り少なくすること、すなわち、
 - (エ) まず、発生源対策、侵入防止対策を行うこと、特に日常の環境整備を徹底 (①) すること、
 - (オ) 次に、防除実施にあたり、まずトラップの利用等の物理的防除 (②) を、必要に応じ防虫・防そ工事等と組み合わせて実施し、薬剤使用を組み合わせる場合もまず、毒餌配置等散布以外の方法を優先検討 (③) すること、以上の措置で十分な効果が出ないなど、薬剤散布がやむをえない場合必要最小限の散布 (④) とすること、とした上で、
 - (カ) 対策の評価の実施
- と続くべきです。

4. 「防除を行うに当たっての留意事項」として、日時、作業方法、実施場所、使用薬剤名、健康影響の例、注意事項等の利用者への周知徹底 (⑤) を、以下に要望する他の安全対策とともに明記してください。

また、使用薬剤等の情報を掲示する場所についても、入場の際に確認できるよう、わかりやすい場所に掲示することとし、明示してください。(参考：興行場法「入場者の衛生に必要な措置基準条例準則」、昭和 59 年 4 月 24 日付厚生省環境衛生局長通知)

5. 現行の「ねずみ、こん虫等の防除」で記載のある「防除を行うに当たっての留意事項」が、改定案では、(1) 利用者への周知徹底についての記載以外、すべて削除されていますが、このうち、(2)イ 什器等の汚染防止や、(2)ウ 薬剤散布後の入室禁止 (建物の利用制限) についての他、(3) 食毒剤 (毒餌剤) の誤食防止 (ベイト剤への接触防止も追加すべき) の記載は、危被害防止の上でも重要な事項であり、削除しないでください。

6. 薬剤散布後、特に空間噴霧後の残留薬剤の除去等事後処理についても、業者で責任を持つよう明記してください。

7. 散布作業者のリスクを減らすための留意事項については、本当に必要がないのか、再検討してください。

要望Ⅱ. 建築物における維持管理マニュアル (仮) について

1. ねずみ等の防除については、厚生労働科学研究費補助金事業「建築物におけるねずみ・害虫等の対策に関する研究」の研究報告に示されている I P M 施工ガイドラインを基にマニュアルを作成されるかと存じますが、上記の要望Ⅰ. で示した、①発生予防の重視、②物理的防除の重視、③薬剤使用の場合、散布以外の方法の優先検討、④やむを得ず散布する場合の最小限度の散布、⑤施設利用者への周知徹底と健康被害防止のための最大限の配慮等の内容について、できる限り具体的な方法や基準を示してください。

2. 特に防除作業について、以下のような具体的な内容を盛り込んでください。

①密閉収納等の食物管理や残滓の処理等清掃管理などの日常の環境整備（発生源対策）を徹底し、防虫・防そ工事等の侵入防止対策を実施する。

②粘着トラップの他、捕獲トラップ、圧殺トラップ（ねずみ）の利用、吸引掃除機の利用（ゴキブリ等）、ライトトラップ（飛翔昆虫）の利用など、害虫等の習性に応じた物理的防除を優先的に実施する。

③薬剤による防除を併用する場合、薬剤の種類、薬量、処理法、処理区域について十分な検討を行い、まず、ホウ酸団子やベイト剤等の毒餌（固形薬剤）配置を実施する。

④以上の方法で十分な効果が得られず、乳剤等をやむなく使用する場合も、よりリスクの少ない方法（散布ではなく塗布）を選択し、散布以外に方法がないと判断される場合も、よりリスクの少ない剤形（水性乳剤やMC剤）を選択し、いずれの方法でも、処理区域は隙間などを重点に必要最小限の区域とし、薬量も必要最小限の量とする。

⑤薬剤を使用する場合には、施設利用者への事前周知を徹底し、安全対策と危被害防止対策に最大限の努力をはらう等、以下に要望する留意事項を守る。

3. 特に、薬剤による防除を行う場合の留意事項として、施設利用者への周知徹底について、次の内容を盛り込んでください。

事前通知は、少なくとも1週間前までに、日時、作業方法、実施場所、使用薬剤名と想定される健康影響の例（めまいや吐き気、頭痛などの症状等）、注意事項（気分が悪くなった場合にその場を離れて新鮮な空気を吸うなどの対処方法等）を明記して、入場の際に確認できる場所に看板等で掲示し、事後も少なくとも1週間は掲示しておく。また、利用者が確認できるよう、防除実施記録を掲示板等わかりやすい場所に通年掲示しておく。

（参考：農薬散布については、農水省の委託により（社）緑の安全推進協会が作成した、「人の健康や環境へのリスクを低減した樹木等の病虫害防除に関する手引き」に具体的な周知例が記載されています。なお、健康影響の例の記載についてですが、一般市民は薬剤名だけでは、どのような健康影響が出る可能性があるかわかりません。現在、医薬品も副作用の情報提示が義務付けられており、注意事項と合わせて記載すべきです。）

4. 特に、薬剤を散布する場合には、次の留意事項を守ることとしてください。

a. 物品の搬出や覆いの使用等、什器等の汚染防止に努める。

b. 必要に応じて、薬剤散布後の入室禁止（建物の利用制限）の期間を設ける。

c. 空間噴霧を施工した場合、事後処理として、洗浄やふき取り等残留薬剤の除去を業者で責任を持って行う。

d. 残効性の薬剤の塗布や残留噴霧を施工した場合も、空間噴霧で事後処理を実施した場合も、残留薬剤のガス化による室内空気汚染のリスクがあるため、一定期間の換気の励行等、施設利用者が留意すべきことを伝える。（室内では、日光や雨にさらされないため、薬剤成分の残留が長期にわたります。）

5. 食毒剤（毒餌剤）の誤食防止、事後の毒餌の回収、ベイト剤への接触防止等についても留意事項として記載してください。

（幼稚園、保育園、学校でも害虫駆除が実施されており、殺虫剤散布を行っている例も多くありますが、特に乳幼児、児童のいる施設では、ベイト剤を導入する際、乳幼児や児童が接触することのないように施工場所等に留意する必要があります。）

要望Ⅲ. I P Mの全体への普及と、子ども等薬剤弱者への配慮他について

1. 建築物環境衛生維持管理要領の改定および建築物における維持管理マニュアル（仮）の策定後、通知等を発出される際には、I P Mの理念、方法、基準、留意事項、安全対策等、要領及びマニュアルの内容について、建築物衛生法だけでなく、衛生害虫防除を規定する他の法令・基準等を所管するすべての省庁の担当課に情報提供し、さらに、都道府県のそれぞれの担当部署にもそれらの内容を示すよう、依頼してください。

2. 特に、保育園、幼稚園、学校、乳幼児・児童の入所・通所施設等、発達途上にある子どもが多数利用、生活する施設や、病院等（産科、小児科、その他すべての病院、診療所等）医療施設や福祉施設等、抵抗力が弱く薬剤の影響を受けやすい患者が受診、入院または入所する施設においては、防除の実施にあたって、極力薬剤散布を避け、発生源対策、侵入防止対策、物理的防除と毒餌配置等での防除に最大限努めるようマニュアルの中で特記するか、あるいは、この件に関して、各省庁の担当課より通知を発出するよう、取り計らってください。

3. 建築物環境衛生維持管理要領の改定および建築物における維持管理マニュアル（仮）の策定にあたっては、最終案に関するパブリックコメントを実施してください。

要望団体（順不同）

子供を有害物質から守る会（代表 小寺初恵）
浜松農薬汚染を考える会（代表 高橋昌裕）
山口みどりの会（代表 村田直美）
サステイナブル21（代表 小沢祐子）
くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク（代表 寺町知正）
シックハウス連絡会（代表 市川信子）
とよはし市民会議（代表 渡辺則子）
シグナルキャッチ（代表 鹿児島ひとみ）
子供のいのちを守る会（代表 岩本好恵）
化学物質による患者の会千葉（代表 菊地理枝子）
子どもの未来と環境を守る会名古屋（代表 森田真季）
なごや子供の健康と環境を考える親の会（代表 茶原美幸）
化学物質から子どもを守る会*愛知（代表 山口葉子）
どんぐりの会（代表 牛尾知花枝）
子どもの健康と環境を守る会代表者（代表 黒嶋 恵）
環境過敏の子をもつ親の会（代表 林由季子）
反農薬東京グループ（代表 辻 万千子）

参考

18消安第11607号
環水大土発第070131001号
平成19年1月31日

都道府県知事・政令市長 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」旨規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、平成17年度に「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」の一環として環境省が実施した「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」によると、多くの自治体で適切な方法での使用がなされているものの、一部の自治体において、病害虫の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している、散布の対象範囲を最小限の区域に留めていない、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行っている等の不適正な事例も依然みられる状況にある。

このような状況を踏まえ、農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等（以下「農薬使用者等」という。）に対して下記1及び2の事項を遵守するよう指導すること、貴自治

体において下記3、4及び5の事項の実施に努めるとともに貴自治体内の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間で緊密な情報交換を行うこと等により連携の強化を図ることにつき、貴職の協力を要請する。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号）は廃止する。

また、環境省では、現在、農薬飛散リスク評価手法等確立調査に係る検討会を開催して、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹及び住宅地に近接する森林等（以下「公園等」という。）の管理者向けの病害虫・雑草管理マニュアルの策定に取り組んでおり、その検討資料は環境省のホームページで公開しているところである。また、農林水産省のホームページでは人の健康に対するリスクと環境への負荷の軽減に配慮した病害虫・雑草管理を推進するため、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針」を公開している。これらの資料についても適宜活用されたい。

記

- 1 住宅地等における病害虫防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、次の事項を遵守すること。
 - (1) 農薬使用者等は、病害虫やそれによる被害の発生の早期発見に努め、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布するのではなく、病害虫の状況に応じた適切な防除を行うこと。
 - (2) 農薬使用者等は、病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。特に公園等における病害虫防除に当たっては、被害を受けた部分のせん定や捕殺等を優先的に行うこととし、これらによる防除が困難なため農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）には、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合には、最小限の区域における農薬散布に留めること。
 - (3) 農薬使用者等は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
 - (4) 農薬使用者等は、農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり農薬の飛散を抑制するノズルを使用する等、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。
 - (5) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子ども

もの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。公園等における病害虫防除においては、さらに、散布時に、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

- (6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

2 農作物等の病害虫を防除する際に、使用の段階でいくつかの農薬を混用する、いわゆる現地混用については、散布労力の軽減等の観点から行われている事例があるものの、混合剤として登録されている農薬の使用とは異なることから、現地混用を行う場合、農薬使用者等は、以下の点に注意する必要がある。

- (1) 農薬に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを厳守すること。
- (2) 試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られている各種の知見を十分把握した上で、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。その際、生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を必要に応じて参考とし、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行うことは避けること。特に有機リン系農薬同士の混用は、混用による相加的な作用を示唆する知見もあることから、これを厳に控えること。

3 貴自治体内の病害虫防除所等指導機関等においては、農薬製造者に対し、以下の点について協力を要請するよう努めること。

- (1) 農薬使用者等や指導機関等からの情報等に基づき、混合剤の開発及び登録を推進するよう努めること。
- (2) 病害虫の発生状況や労力軽減等の観点から、農薬使用の現場において現地混用が行われている状況を十分認識し、現地混用を行った際の安全性に関する知見の収集及び当該知見の農薬使用者等への提供に努めること。

4 貴自治体内の病害虫防除所等指導機関等においては、2に掲げた留意点を踏まえつつ、農薬使用者等に対し、現地混用に関する情報等の提供や使用方法に係る指導に努めること。また、混合剤の開発及び登録の推進によりむやみな現地混用を不要とするため、同時に施用する必要性が高い農薬の組合せに関する情報を積極的に農薬製造者に伝達するよう努めること。

5 農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民から貴自治体にあった場合は、貴自治体の農林部局及び環境部局をはじめとする関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）は相互に連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等により、適切に対処すること。